



ステイホームで増える在宅での買い物 返品・キャンセル要綱は事前に確認!

密を避け、ネット通販などで「おうち時間」を有効活用する人がいると思いますが、トラブルにならないために、お店からの情報を収集するチカラを身に付け、かしこく通販を利用しましょう。



ネット通販やテレビショッピングでは
クーリング・オフはできません!

皆さんもクーリング・オフという言葉を知っていると思いますが、最近、「おうち時間」を利用して、ネット通販を利用する人が増えており、消費生活センターに「購入した健康食品などをクーリング・オフできないか」という相談が寄せられています。

「クーリング・オフ」とは

一定期間の間であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる法律制度です。

「クーリング・オフ」が適用される販売とは

- 【訪問販売】
自宅などに営業者が訪問して商品などを販売する方法
- 【電話勧誘販売】
自宅などに営業者が電話して商品などを販売する方法

など、相手から勧められて決めた契約に適用されます。(個人消費者のみ)

通信販売やテレビショッピングなど、

自分で十分に考えてから注文できるものについては、クーリング・オフによる無条件契約解除は適用できません。

ネット通販・テレビショッピングなどでも返品できる場合がありますが、販売店独自の「返品特約」によって返品受け付けをしているものなので、すべてのお店で同じように返品できるわけではありません。購入前にキャンセル方法や返品方法を確認する必要があります。

ネット通販ではページ内の内容をよく読み、テレビショッピングで注文する際は、気になる点を電話のオペレーターに質問するようしましょう。



通信販売やテレビショッピングなどは、クーリング・オフによる無条件契約解除は適用できません

村上市にも消費者被害専門の相談員がいます

通信販売は依然としてトラブルが多くなっています。対応が早ければ早いほど、解決への選択肢が多くなります。通信販売での商品に『おかしいな、こまったな…』と思ったら、すぐに消費生活センターにお問い合わせください!

「おかしいなあ…」と思ったら、迷わずご相談ください!

村上市消費生活センター

☎53-2111 (内線2233、2234) FAX53-2541
※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課 ☎62-3103

朝日支所地域振興課 ☎72-6885

神林支所地域振興課 ☎66-6112

山北支所地域振興課 ☎77-3112

消費者ホットライン188 局番なしの188(い・や・や)からもおつながりできます。